

## Clip!

### 第17回都留市男女共同参画推進フェスティバル・ぴゅあ富士シンポジウム開催

**内容** シンポジウム  
テーマ「男女がともに働きやすい職場づくりを目指して」地元企業の取り組み」  
コーディネーター 河野義彦氏（山梨県立男女共同参画推進センター館長）

**日時** 2月28日(土)  
13時30分～16時(受付13時)

**場所** 山梨県立男女共同参画推進センターびゅあ富士大研修室(3階)  
※入場無料

**女性活躍する企業って!!**  
社会情勢が大きく変化する中、男女がともに子育てや仕事などを両立できる環境の整備が進められています。男女が雇用の場において、ともに能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、まだまだ多くの課題が残されています。

今回のフェスティバルは、市内において男女がともに働きやすい職場づくりに取り組む事業所について、その成果や課題点を紹介することにより、これからの職場づくりについてともに考える機会とすることを目的に開催します。

**パネリスト**  
有限会社エルフィン・インターナショナル(都留市法能 代表取締役)

有限会社トミ美容室(都留市上谷 本部オフィス社員)

大和リース株式会社山梨都留テポ(都留市井倉 社員)

天野洋子氏  
石井恵美子氏  
上野克也氏

※シンポジウム後に、健康運動指導士によるお話と体操を実施します。  
※託児を希望される方は3日前までに電話でご連絡ください。  
**問合せ** 政策形成課 政策担当  
※託児に関してはびゅあ富士まで  
☎(45)1666

## Clip!

### 第12回都留市ふれあい集会(市長との懇談会)参加者募集

申込・問合せ先：行政管理課秘書・広報担当  
E-mail:kouhou@city.tsuru.lg.jp



市では、「市民総参加の市政」を実現することを目的として、市長が地域などに直接出向き、皆さんの意見を直接聴くことにより、市政に反映させる、「都留市ふれあい集会」を開催しています。これは、月に1回程度を目安として、地域や、市民団体など、あらゆるグループの方々と市長が直接対話をする。ことで、市民の皆さんの声を市政に反映させながら、これからの都留市を共に築き上げていこうという趣旨の集会です。ご興味のある方は、ぜひお申し込みください。

**日時** 2月19日(木)  
19時～20時30分

**場所** 盛里地域コミュニティセンター(公民館)

**対象者** 盛里地区に住み、学び、働き、活動する方

**募集人員** 30名程度  
※お電話にて申込みください。  
当日参加も大歓迎です。

**内容** テーマは特に定めませんが、ざつとばらんにいろいろなお話をお聞かせください。ただし、次の内容については取り上げかねますので、ご了承ください。

- ① 個人的相談や苦情、または個人的要望に関する事。
- ② 特定の個人や団体に対する誹謗又は中傷に該当すること。
- ③ 宗教、営業などに関する事。
- ④ 公序良俗に反すること。
- ⑤ その他市長が不適切と認めること。

**その他** 寄せられた主な意見につきましては、広報つるにおいて、その回答と共に掲載を予定します。

## Clip!

### 管理栄養士(嘱託)を募集します!

申込・問合せ先：行政管理課 職員担当

**管理栄養士(嘱託職員)募集1名**  
応募資格 日本国籍を有し、次の条件をすべて満たす方

- ① 管理栄養士の資格を有する方
- ② 普通自動車免許を有し、日常的に運転されている方
- ③ パソコンで文書作成可能な方
- ④ 地方公務員法第16条の欠落条項(※下記参照)に該当しない方

**勤務場所** いきいきプラザ都留内 健康推進課

**勤務時間** 月～金 9時～17時15分

**業務内容** 母子保健に関する栄養相談・指導業務、特定保健指導、食生活改善推進会事務など

**雇用期間** 平成27年4月1日～平成28年3月31日

**申込** 2月20日(金)までに「履歴書(写真添付)」、「資格証明書の写し」、「職務経歴書」、「納税状況調査に関する同意書」を行政管理課 職員担当へご提出ください。

※履歴書などの様式は、市ホームページに掲載しています。(インターネットを使用できない方は、行政管理課職員担当までお越しください。)

**選考方法** 書類選考(1次選考)と面接選考(2次選考)を実施します。面接選考は、書類選考で選考された方を対象に実施します。

**賃金** 月額 180,500円

**その他** 通勤に伴う費用は、通勤距離2km以上で規程に基づき支給します。

社会保険など、健康保険法、厚生年金保険法および雇用保険法の各要件に該当する場合は加入します。年次有給休暇有り

**※地方公務員法第16条(欠格条項)**

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## Clip!

### 防災ツイッターを開始します!!

問合せ先：行政管理課 法制・安全室

市では、災害時の更なる情報伝達手段として、「都留市防災ツイッター」を開始します。

**ツイッターとは?**  
インターネット上で140文字以内の「ツイート」と呼ばれる「つぶやき」を投稿し、不特定の利用者に公開できる手段をいいます。

**運用開始日** 2月1日(日)

**ツイート(投稿)する内容は?**

- (1) 防災行政無線で放送したものの(防災に関する事項に限ります。)
- (2) 市に発表された気象警報に関するもの
- (3) 避難情報に関するもの
- (4) その他、防災情報に関するもの

**運用方針**

- (1) 返信は原則行いません。
- (2) リツイート、フォローは原則行いません。

※国、地方公共団体または公共性の高い機関に関してはフォローなどをされる場合があります。





## Clip! 所得税・住民税の申告期間は、2/16(月)～3/16(月)です!

問合せ先：大月税務署 ☎(22)3151  
税務課

### 所得税・贈与税の申告は、e-Tax(電子申告)で!

#### e-Taxのメリットは?

- 国税庁ホームページから電子申告
- 添付書類を提出省略
- 還付がスピーディー
- 24時間いつでも利用可能

操作に関するお問合せは、☎0570(01)5901

e-Tax ホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

### 住民税の寄附金控除

国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、所得税の確定申告を行うことで控除を受けることが出来ます。(寄附した団体が発行する寄附金の受領証などの添付が必要です。)

また、以下の寄附金は個人住民税の寄附金控除の対象となります。(個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、所得税の確定申告もしくは個人住民税の申告を行う必要があります。)

- 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)
- 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金
- 国の控除対象寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金
- ※「国に対する寄附金」及び「政党等に対する政治活動に関する寄附金」を除く

### 住民税の寄附金控除

### 申告が必要な方

平成27年1月1日現在市内に住所のある方で、平成26年中の所得について、次に該当する方は申告が必要になります。

- 事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得及び雑所得のある方
- 給与所得(アルバイト・パート、専従者給与も含みます。)で次に該当する方

- ア 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
- イ 平成26年中に退職し、再就職していない方
- ウ 給与所得以外に他の所得のある方(給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない方も住民税の申告は必要になります。)
- エ 給与の支払いを2力所以上から受けている方
- オ 配当所得がある方で次に該当する方
- カ 非上場株式の配当所得のある方
- キ 上場株式の配当所得のうち、発行済株式総数の5%以上を所有する方
- ク 市外在住者の税法上の被扶養者になつていない方
- ケ 医療費控除の適用を受ける方(年間10万円以上あるいは所得金額の5%以上の医療費の支払いがある方)
- コ 寄附金控除の適用を受ける方
- サ 住宅ローン控除の適用を受ける方(給与所得者は2年目以降、年末調整で控除の適用が受けられます。)

収入がない方や収入が障害年金又は遺族年金のみの方も申告が必要になります。この場合、お電話で申告を受け付けます。

※国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている場合は、所得の状況により保険料(料)の軽減を受けることができますが、申告をされていないと、この軽減を受けることができません。また、介護保険についても高い所得段階での保険料となります。

### 申告が必要ない方

■ 給与所得のみで年末調整が適正に行われ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方

■ 公的年金など収入金額が400万円以下で、年金支払者から市に公的年金等支払報告書が提出されていて、他に収入がない方

※ただし、申告することにより各種控除を適用することで、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。また、住民税額は、控除適用後の額で計算されます。

■ 市内在住者の税法上の被扶養者になつていない方

※年金・福祉・公営住宅・教育など必要なのは、申告に関する証明が必要な方は、申告が必要です。

### 申告に必要なもの

■ 印鑑

■ 平成26年中の所得のわかるもの

○ 給与↓源泉徴収票又は給与明細書

### 平成26年分の申告書の提出及び納税の期限

所得税・復興特別所得税	3月16日(月)
贈与税	
個人事業者の消費税及び地方消費税	3月31日(火)

#### 【大月税務署の申告書作成会場設置期間】

2月12日(木)～3月31日(火)(土日及び祝日を除く)

○ 国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を提供していますので、ぜひご利用ください。

### 納税には、口座振替をご利用ください。

○ 口座振替のご利用を希望される場合は、「口座振替依頼書」を、「申告書の提出及び納税の期限」までに税務署に提出(郵送)してください。

○ 「口座振替依頼書」は、税務署及び金融機関に用意してあります。また、「確定申告書の手引き」にも様式が掲載されていますので、切り離してご利用ください。なお、国税庁ホームページからもダウンロードすることができます。

振替日：所得税 4月20日(月)  
個人事業者の消費税及び地方消費税 4月23日(木)

### ■ 申告相談日程表

地区	対象地区・自治会	期日	申告会場及び相談時間
全地区	市内全域(指定日に申告できない方)	2月16日(月)	市役所税務課 (8時30分～17時15分)
		2月17日(火)	
盛里	盛里地区	2月18日(水)	盛里地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
宝	金井・中津森・厚原・平栗・加畑・サントウン平栗 下大幡・上大幡・高畑・サントウン宝	2月19日(木)	宝地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
		2月20日(金)	
禾生	田野倉・大原・田野倉団地 四日市場・月見が丘・富士見台・井倉・九鬼団地・九鬼・井倉団地・カウ井倉 古川渡・小形山・川茂	2月23日(月)	禾生地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
		2月24日(火)	
		2月25日(水)	
東桂	十日市場・蒼竜峡団地・上夏狩・下夏狩 桂町・境 鹿留(宮下・沖・古渡)	2月26日(木)	東桂地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
		2月27日(金)	
		3月2日(月)	
下谷・三吉	下谷1～4丁目・下谷(羽根子を除く)・三吉地区	3月3日(火)	いきいきプラザ都留 2階機能訓練室 (9時30分～16時)
開地・川棚	開地地区・川棚・旭ヶ丘	3月4日(水)	市役所税務課 (8時30分～17時15分)
田原・上谷	田原1～4丁目・上谷	3月5日(木)	
上谷	上谷1～6丁目	3月6日(金)	
中央・つる	中央1～4丁目・つる1～2丁目	3月9日(月)	
つる・羽根子	つる3～5丁目・羽根子	3月10日(火)	
全地区	市内全域(指定日に申告をしていない方)	3月11日(水)	
		3月12日(木)	
		3月13日(金)	
		3月16日(月)	

※3月4日(水)と3月11日(水)の両日は、19時まで市役所税務課にて相談できます。

○ 年金↓公的年金などの源泉徴収票

○ 事業所得・不動産所得↓収支内訳書など

■ 国民年金保険料・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの支払証明書

※支払った国民年金保険料を社会保険料控除として適用を受ける場合には、日本年金機構(旧社会保険庁)が発行する「**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**」を添付する必要があります。

■ 医療費控除の適用を受ける方は、医療費の領収書、集計表、保険金などで補てんされた金額がわかるもの

■ 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、療育手帳又は証明書

■ 勤労学生控除の適用を受ける方は、学生証又は在学証明書

■ 寄附金控除の適用を受ける方は、寄附金の受領証など

■ 所得税還付申告を受ける方は、ご本人名義の預金口座番号などの控え

### 医療費控除を受ける方

事前に領収書を集計し、医療費の明細書を作成して領収書と一緒に持ちください(下記参照)。

■ 医療を受けた人ごと、医療機関ごとに26年中の領収書をまとめ、合計額を計算し、明細書に記入してください。

※交通費は、バス・電車などの公共交通機関のみ対象となり、タクシーや自家用車(ガソリン代、高速料金など)は医療費控除の対象なりません。

※力ゼ薬などの購入費は控除の対象となりますが、ビタミン剤などの購入費は対象となりません。

※健康診断の費用は対象となりません。

### 住宅借入金等特別税額控除

必要書類を添付して所得税の確定申告をおこなう必要があります。(給与所得者は2年目以降、年末調整で控除を適用できます。) 詳細については税務署にお問合せください。

平成11年から平成18年までに入居した方、または、平成21年から平成29年までに入居した方について所得税から控除しきれなかった控除額を翌年度分の個人住民税から控除します。

### ◆ 医療費控除の領収書の集計方法と明細書の作成例

医療を受けた方	続柄	病院・薬局などの名称	医療費	左記のうち、生命保険や社会保険で補てんされる金額
都留 太郎	本人	〇〇病院	26,350円	
		☆☆クリニック	65,500円	23,000円
		△△薬局	52,600円	
		交通費 (420円×2(往復)×15日)	12,600円	
都留 花子	妻	〇〇病院	5,800円	
		△△薬局	13,400円	
合計			176,250円	23,000円



## Clip! 年に1回「特定健診」を受診しましょう!

問合せ先：市民生活課 年金・医療担当  
健康推進課 保健・予防担当

**特定健診**は、平成20年度からスタートしたメタボリックシンドロームおよびその予備群の発見に着目した健康診査です。内臓脂肪の蓄積を調べるための「腹囲の計測」や「BMI測定」のほか「血圧測定」「血糖検査」「脂質検査」「肝機能検査」を行います。また「問診」を行い、生活習慣に関する質問をします。特定健診を必ず受けて、あなたの健康を守りましょう。健康は、快適な毎日、家族の安心、医療費の安定につながります。

### 対象者

特定健診の対象者は40歳以上74歳以下の国民健康保険や被用者保険（健康保険組合や共済組合などの医療保険）の被保険者と被扶養者の全員が対象です。

### 内容

- 基本的健診（必須項目）**
- 身体計測や血圧測定など
  - 中性脂肪など脂質を調べる検査
  - 血糖など代謝系を調べる検査
  - 肝機能を調べる検査
  - 尿・腎機能を調べる検査
- 詳細な健診**
- （医師が必要と判断した方）
  - 赤血球数など貧血を調べる検査
  - 心電図検査や眼底検査

### 受診方法

実施主体である国保や健保組合などの医療保険者から、受診機関・受診日などについてのお知らせなどが送られてきます。費用は各医療保険者で異なりますのでご確認ください。都留市国民健康保険の被保険者は広報する4月号に詳細を掲載します。



## Clip! 市の封筒に広告を掲載しませんか?

申込・問合せ先：税務課  
市民生活課

担当課	税務課	市民生活課
封筒の使用目的	市県民税、法人市民税、国民健康保険税、介護保険料などの納付書発送用封筒、及び給与支払報告書総括表発送用封筒として使用します。	市民生活課に置き、住民票や印鑑証明書などを入れる封筒として使用します。
封筒の規格	窓あき封筒(縦22cm×横12cm)	長形3号封筒(縦23.3cm×横12cm)
広告掲載位置	封筒の裏面	
広告規格	1枚の大きさは、縦4cm×横10cmです。	
広告募集枚数	3枚(例)	4枚(例)
広告掲載料	1枚 33,924円	1枚 20,560円
封筒印刷枚数	33,000枚	20,000枚
広告掲載期間	封筒の使用が終了するまで(約1年間)	
申込方法	「都留市広告掲載申込書」にご記入のうえ、掲載しようとする広告の原稿を添えて、税務課または市民生活課までお申し込みください。申込書は各課にあります。市ホームページからもダウンロードできます。	
申込締切	2月27日(金)	

## 子育て情報コーナー 「おちび」

### 南アルプス市主任児童委員が「親子」のサロンを視察研修!

平成26年12月15日(月)都留市主任児童委員による「親子」のサロンに南アルプス市主任児童委員12名が視察研修に来られました。当日はクリスマス会が行われ、南アルプス市の皆さんもリズム遊びや工作などに参加し、楽しい時間を過ごしました。

また、お楽しみタイムには、都留市観光キャラクター「つるピー」や「サンタさん」も登場し、子どもたちも大喜びでした。

サロン終了後には、南アルプス市と都留市主任児童委員との意見交換会が行われ、互いの活動などを発表した後、質問や意見が活発に出され、自分たちの活動を再確認することができ、とても有意義な会となったようです。「親子」のサロンに参加した皆さん、おつかれさまでした!



■一緒にリズム体操!!



■両市の主任児童委員による意見交換会



■都留市観光キャラクター「つるピー」や「サンタさん」も参加して楽しいクリスマス会となりました。最後はみんな笑顔で「ハイ、チーズ!」

### 今月の「ふれあい・子育てサロン」

#### 親子」のサロン

2月の親子」のサロンはインフルエンザ感染対策のためお休みします。また、3月に来ててくださいね!

日時 3月16日(月) 10時~12時  
場所 いきいきプラザ都留2階

#### リフレッシュ(託児)サロン

2月のリフレッシュ(託児)サロンはお休みです。

日時 3月2日(月) 10時~14時  
場所 いきいきプラザ都留2階

※持ち物にはお名前を書いてください。  
※開催日の2週間前から受付です。

申込・問合せ 市社会福祉協議会  
☎(46)51115

#### ファミサポ交流会

「親子で一緒に遊ぼう!」

日時 3月4日(水) 10時30分~12時  
場所 まちづくり交流センター  
一階交流室・和室

内容 身近な物を使ってのおもちゃ作り、ふれあい遊び、紙芝居を行います。

定員 15名(定員になり次第締切)  
締切日 3月1日(日)

※会費・持ち物などはありませんので、お気軽にご参加ください!

申込・問合せ 都留市ファミサポサポートセンター  
☎(43)1330

### よみかせボランティア

#### 「ひびきの会」の読み聞かせ

日時 2月14日(土) 14時~  
場所 市立図書館おはなしコーナー  
内容 みんなが選んだ絵本や紙芝居を読み聞かせや手遊びをします。

#### こぐまクラブの

「こぐまのちいさなおはなし会」  
日時 2月20日(金) 10時30分~  
場所 市立図書館おはなしコーナー  
内容 乳児から未就園児の親子を対象に読み聞かせや手遊びをします。

#### こぶたの会の「ワクワク」おはなし会

日時 2月28日(土) 14時~  
場所 市立図書館おはなしコーナー  
内容 「ひなまつりおはなし会」※詳細は18ページをご覧ください。

